

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
株式会社 大林組	取締役社長 佐藤 俊美	東京都港区港南 2-15-2	令和8年6月9日～ 令和8年7月8日 (1月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

当該業者は「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」を施工する特別共同企業体の代表構成員として携わっていたが、令和6年10月4日に発生した労働災害に際し、大林組の社員が労働基準監督署に事実と異なる説明を行ったことについて、大林組及び大林組の社員2名が令和8年3月24日付で鰺沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。

上記が、準用する安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第2第9号に該当するため指名停止を行う。

なお、指名停止措置の期間は1月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱  
別表 第2第9号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上9月以内